

## 船舶事故調査報告書

平成25年1月31日  
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決  
 委員 横山 鐵男（部会長）  
 委員 庄司 邦昭  
 委員 根本 美奈

事故種類	乗組員負傷
発生日時	平成23年10月4日 19時00分ごろ
発生場所	北海道釧路市釧路港南東方沖 釧路市所在の釧路埼灯台から真方位127° 75.5海里付近 （概位 北緯42° 13.0′ 東経145° 44.0′）
事故調査の経過	平成23年10月11日、本事故の調査を担当する主管調査官（函館事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	漁船 第六新興丸、132トン IT1-295（漁船登録番号）、個人所有 31.26m (Lr) × 6.50m × 2.72m、鋼 ディーゼル機関、漁船法馬力数500、平成3年7月23日
乗組員等に関する情報	船長 男性 67歳 四級海技士（航海） 免許年月日 昭和42年4月28日 免状交付年月日 平成23年3月31日 免状有効期間満了日 平成28年3月30日 甲板員A 男性 63歳 甲板員B 男性 58歳
死傷者等	重傷 1人（甲板員A）
損傷	なし
事故の経過	<p>本船は、船長、甲板員A及び甲板員Bほか12人が乗り組み、さんま棒受網漁のため、釧路港を出港して同港南東方沖の漁場に至り、船長が船橋当直に、甲板員Aが左舷中央の甲板上に設置された油圧ウインチ（以下「ウインチ」という。）付近で揚網作業に、甲板員Bが甲板員Aのすぐ近くでウインチの操作にそれぞれ当たり、他の乗組員全員が左舷甲板上で揚網作業を開始した。</p> <p>甲板員Aは、網がサイドローラーに絡んだため、甲板員Bにウインチを止めるよう指示を行い、甲板員Bがウインチを止め、甲板員Aが絡んだ網を除去して甲板員Bにウインチの運転再開を指示し、本船は揚網作業を再開した。</p> <p>本船は、網がサイドローラーに絡むことが3回続き、4回目に網が</p>

	<p>絡んだところ、甲板員Aが、これまでと同様、甲板員Bにウインチを止めるよう指示を行い、甲板員Aが絡んだ網を除去して甲板員Bにウインチの運転再開を指示し、甲板員Bがウインチの運転を再開したところ、平成23年10月4日19時00分ごろ、甲板員Aが、サイドローラーとブルワークの間に網と共に右腕を巻き込まれた。</p> <p>甲板員Bは、急いでウインチを停止後、反転させて他の乗組員と共に甲板員Aを救出した。</p> <p>本船は、操業を中止して釧路港へ向けて帰路につき、10月5日02時00分ごろ、釧路港東区副港に着岸した。</p> <p>甲板員Aは、救急車で病院へ搬送され、頸髄損傷、頸椎脱臼骨折及び橈骨骨折と診断されて入院した。</p>
気象・海象	<p>気象：天気 晴れ、視界 良好</p> <p>海象：海上 平穏</p>
その他の事項	<p>本船は、揚網作業中、これまでも網がサイドローラーに絡むことは、時々あった。</p> <p>甲板員Aは、雨カッパ、救命胴衣を着用していた。</p> <p>甲板員Bは、ふだんからウインチの操作に当たっていた。</p>
<b>分析</b> 乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	<p>あり</p> <p>あり</p> <p>なし</p> <p>本船は釧路港南東方沖で揚網作業中、甲板員Aが、サイドローラーとブルワークの間に網と共に右腕を巻き込まれたことから、負傷したものと考えられる。</p>
<b>原因</b>	<p>本事故は、夜間、本船が釧路港南東方沖で揚網作業中、甲板員Aが、サイドローラーとブルワークの間に網と共に右腕を巻き込まれたため、発生したものと考えられる。</p>